オーストラリア炭素税 - 2012年7月1日より施行

オーストラリアの「クリーンエネルギー」(炭素税)に関する法律が 2011 年 11 月 8 日に可決されました。 本ブリーフィングでは、炭素税法の主な特徴をご説明します。

なお、炭素税法は 19 件の個別の法案で構成されており、本ブリーフィングは炭素税の内容を必要に応じて要約したものですので、最終的なリーガルアドバイスと受け取られないようお願い致します。

電力事業に関する法律への影響

直接的な影響

二酸化炭素排出量の高いオーストラリアの電力会社(例えば、石炭火力発電所)は、納税額の増加という形で 炭素税により最も直接的に影響を受けます。

この直接的な影響を緩和するため、オーストラリア連邦政府はエネルギー保全基金 (「ESF」)を設立し、現在 排出量の最も高い電力会社に今後1年間で10億オーストラリアドルの補償金を支払うこととしました。

中期的及び長期的な影響

ESF は、中期的な観点から、排出量の高い電力会社が炭素税の支払いに対応できるよう、以下の規定も定めています。

- 排出量が非常に高い石炭を利用する電力会社に対して、2013/2014 年から2016/2017 年までの間、41,705,000 ユニットの「エネルギー保全基金無償炭素単位」(炭素手当)を付与すること。このプログラムは、排出権取引スキームの最初の2年間まで延長される見込みです。
- オーストラリアにおいて最も排出量の高い電力会社数社の(交渉による) 閉鎖に対する支払いを定める「閉鎖契約」プログラム。
- 「閉鎖契約」の提案は、連邦政府の支援終了後に収益が上がる見込みの 少ない排出量の高い電力会社に対して行われると考えられます。

貴社にとって重要な次の ステップ

- 貴社のオーストラリアへの 投資について、炭素税の影響 を検討すること
- 炭素税によってもたらされる 投資チャンスを分析すること
- 以上について弊事務所が お手伝いできることがござい ましたら、いつでもご相談 ください

これらの支援は、排出量の高い電力会社に対する炭素税の影響を取除くことを目的とするものではありません。 よって、これらの支援にかかわりなく、電力業界は排出量の低い発電事業(例えば、天然ガスや再生可能エネルギー源)及び現在の発電機により生じる排出量を抑える低排出技術に投資を増やすことが期待されています。 これにより、今後数十年にわたりオーストラリアの発電事業は大きく転換する可能性があります。

しかしながら、オーストラリアの電力業界における将来の投資動向は、2015年に導入される排出権取引制度における排出権取引許可の費用、及びその結果生じる市場の動向によって一部影響されると考えられます。

連邦政府は、再生可能エネルギーの達成計画を炭素税と共に実施した場合、再生可能エネルギーに対する投資は 2020 年までに約 200 億オーストラリアドルに上ると予測しています。

炭素税の今後の運用

市場価格の設定

上述の通り、炭素価格の決定メカニズムは、2015年7月1日から排出権取引スキームに基づいて炭素価格が市場によって完全に自由に決定される「キャップ・アンド・トレード」に移行します。

この市場価格の段階において、全体的な上限(すなわち汚染量の上限)は、対象となっているすべての汚染源から排出される温室効果ガスの年間排出量になります。セクター、企業又は施設ごとの制限はありません。

毎年、連邦政府は汚染量の上限値に従って許可証を発行します。許可証毎の排出量は 1 トンです。連邦政府は 許可証を競売で販売する予定で、最初の 2 年間は上述の通り、排出量の高い業界に対して別の許可証が ESF から提供されます。

連邦政府は、排出権取引スキームの導入後、炭素価格の設定に関する計画案を説明するため、以下の図表を公表しました。

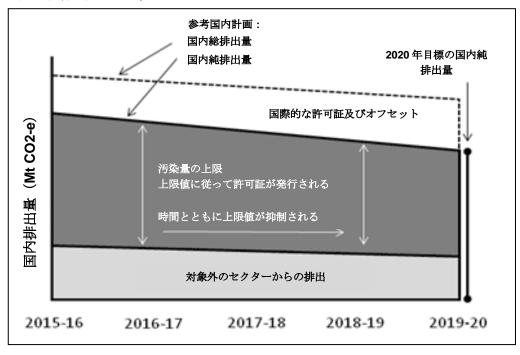
注:対象外のセクターの排出量及び排出量の自発的な削減を踏まえ、汚染量の上限は、少なくともマイナス 5% の目標を達成することを確保するために設定されています。

国際的な許可証

排出権取引スキームの導入後、企業は、国内における炭素の許可証だけではなく、国内の負担量の半分に相当する国際的な許可証を購入することができるようになります。国際的な許可証を購入できる仕組みがあることにより、連邦政府が発行する許可証の数が影響を受ける訳ではありません。

つまり、企業は、他国の排出削減事業への投資することにより、又は外国の許可証を購入して当該国のスキーム上において外国企業の汚染量を制限することにより、自社の炭素義務を一部果たすことができるようになります。

国内の許可証および国際的な許可証は代替可能なため、国内の許可証の価格は、国際的な許可証の価格(つまり世界的な炭素価格)に影響を受けます。



図表:炭素の価格設定に基づいて図式化された排出計画及び上限の説明

炭素税概要	
開始日	この仕組みは 2012 年 7 月 1 日に開始されます。
価格	最初の3年間は、汚染1トンあたりの炭素価格は固定され、炭素税と同様の 運用となります。
	固定価格は、2012 年 7 月 1 日から 1 トンあたり 23 ドルで開始されます。 その後 2 年間は、オーストラリア準備銀行のインフレ目標値の中間値で年率 2.5%のインフレ率を想定し、2 年ごとに実質約 2.5%増加します。炭素価格 は 2013-2014 年度は 1 トンあたり 24.15 ドル、2014-15 年度は 1 トンあたり 25.40 ドルになる見込みです。
	その後、2015 年 7 月 1 日からはこの仕組みは、炭素価格が排出権取引スキーム上で完全に弾力的な価格による「キャップ・アンド・トレード」に切り替わり、マーケットで価格が決定することになります。
価格の上限および下限	価格の上限および下限は、弾力的な価格の期間のうち最初の3年間の価格が 適用されます。
	価格の上限は国際予想価格の 20 ドル以上で設定され、毎年実質 5%上昇 します。価格の下限は15 ドルとし、毎年実質 4%上昇します。
ガス	この仕組みは、京都議定書に定められた 6 種類の温室効果ガスのうち 4 種類が対象となります(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素およびアルミニウム業界から排出されるペルフルオロカーボン)。
範囲	固定エネルギー業界、産業プロセス、非廃棄物、および漏洩排出物 (閉鎖された炭鉱からのものは除きます。) と、本仕組みの開始時から広い対象 範囲となります。
燃料の取扱いおよび輸送	液化石油燃料、液化石油ガス、液化天然ガスおよび圧縮天然ガスから成る 輸送燃料はこの仕組みから除外されます。
	ただし、燃料税の控除または燃料税の変更に伴い、一部の事業輸送業者に よる排出および輸送をしない場合においても同等の炭素価格が適用され ます。
	特定の燃料の使用者は、燃料税制の下で同等の炭素価格を支払う代わりにこの仕組みを選択することができます。
国際的なマーケットへの接続	信頼性の高い国際的な炭素マーケットおよび排出権取引のスキームへの接続は、上述の弾力的な価格の期間から実施することができます。法的責任を有する事業体の少なくとも半分以上の法令遵守義務規定について国内の基準および信用度を満たしていなければなりません。

炭素税概要

業務全体

25,000 トン CO2-e 以上に相当する量を排出する設備を保有する事業体は 直接的に炭素価格の対象となり、かかる業務を負担する事業体が当該設備に ついて業務管理を行う当事者となる費用も伴います。

業務全体となる事業体は、排出権の支払いを行うかまたはこれに相当する 単位数の所有権を放棄します。業務全体となる事業体が単位の権利放棄を 行わないかまたはその業務を果たすための数値が十分でなかった場合、不足 額を支払わなければなりません。

不足額を払うことを選択した当事者またはこれを支払わなければならない 当事者は、上述の単位で手数料を支払います。

合意により、炭素に関する業務を有効に承継させることを許可する目的の 規定が導入される可能性があります。

「業務管理」とは

一般的に、設備からの排出に関する義務を負担する者は、かかる設備の 「業務管理」を行う者となります。

業務管理は一般的に以下の者が行います。

- 設備に業務、環境、健康および安全に関する政策を導入しかつこれを実施 する優れた能力を有する者。
- クリーンエネルギー規制官事務局による業務管理を行うと宣言した者

ジョイントベンチャー

カテゴリー1:「強制指定のジョイントベンチャー」

「強制指定のジョイントベンチャー」は、設備がジョイントベンチャーにより運営されていますが、いずれの当事者もかかる設備の業務管理を行っていない場合に指定されます。かかる設備の排出に関する義務は、ジョイントベンチャーに対する各々の権利の割合に応じて分担されます。

義務を直接的にジョイントベンチャーの参加者に適用することで、ジョイントベンチャーの参加者が保有する設備の排出量に関する売買契約に基づいた 炭素価格でのパススルーが容易になります。

カテゴリー2:「申告指定のジョイントベンチャー」

「申告指定のジョイントベンチャー」とは、現在の管理者の同意により設備が運営者によりジョイントベンチャーのためのみに運営されている場合で、かつ、ジョイントベンチャーの参加者が排出に関する義務を任意で引き受けた場合において申告されるものをいいます。これにより、ジョイントベンチャーの参加者は、希望すればこれらの義務を直接引き受けることを許可することにより、設備からの排出義務を管理することが容易になります。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡 ください。

Andrew Whan

(アンドリュー・ワン) パートナー、東京事務所

T: +(81 3) 5561 6615 E: andrew.whan @cliffordchance.com

Jason Mendens

(ジェイソン・メンデンス) パートナー、シドニー事務所

T: +612 8922 8022 E: jason.mendens @cliffordchance.com

Mark Pistilli

(マーク・ピスティリ) パートナー、シドニー事務所

T: +612 8922 8001 E: mark.pistilli @cliffordchance.com

Richard Graham

(リチャード・グラハム) パートナー、シドニー事務所

T: +612 8922 8017 E: richard.graham @cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所

外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2012

Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi

Amsterdam

Bangkok

Barcelona

Beijing

Brussels

Bucharest

Casablanca

Doha

Dubai

Düsseldorf

Frankfurt

Hong Kong

Istanbul

Kyiv

London

Luxembourg

Madrid

Milan

Moscow

Munich

New York

Paris

Perth

Prague

Riyadh*

Rome

São Paulo

Shanghai

Singapore

Sydney

Tokyo

Warsaw

Washington, D.C